

指定障害児通所支援事業 指定申請手続等の手引き
(制度・手続等の概要)

令和5年8月

姫路市役所 監査指導課 障害指定担当

目次

第1 障害児通所支援に係る概要

- 1 障害児通所支援について
- 2 障害児通所支援事業について
- 3 障害児通所支援に係る費用の給付について

第2 障害児通所支援事業者の指定

- 1 指定に係る申請等について
- 2 指定障害児通所支援事業者の責務について
- 3 指定障害児通所支援事業の基準について
- 4 指定障害児通所支援事業者における変更の届出について

第3 指定障害児通所支援事業者に対する指導、監査等について

- 1 指定障害児通所支援事業者に対する指導
- 2 指定障害児通所支援事業者に対する監査
- 3 その他の事項

第4 指定に係る手続等について

- 1 指定申請
- 2 特定障害児通所支援に係る指定の変更申請
- 3 変更の届出
- 4 休止の届出
- 5 再開の届出
- 6 廃止の届出
- 7 本市ホームページによる情報発信・問い合わせについて

※この手引きにおいて、児童福祉法を単に「法」と表記しています。

第1 障害児通所支援にかかる概要

1 障害児通所支援について

(1) 障害児通所支援の概要（法第6条の2の2）

- ・「障害児通所支援」とは、障害児につき、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等、生活能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与するサービスで、法令に定められた5種類のサービスがあります。

(2) 障害児通所支援の種類等（法第6条の2の2）

| サービス名 | サービス内容 |
|-------------|---|
| 児童発達支援 | 児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の便宜を供与すること |
| 医療型児童発達支援 | 肢体不自由児につき、医療型児童発達支援センター又は指定医療機関に通わせ、児童発達支援及び治療を行うこと |
| 放課後等デイサービス | 学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の便宜を供与すること |
| 保育所等訪問支援 | 保育所等に通う障害児につき、当該保育所等を訪問し、そこにおける障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等の便宜を供与すること |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 重症心身障害児等の重度の障害児等であって、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難なものにつき、当該障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与すること |

2 障害児通所支援事業について

(1) 障害児通所支援事業の開始等（法第34条の3）

- ・国及び都道府県以外の者は、あらかじめ、必要な事項を市長に届け出て、障害児通所支援事業を行うことができます。
- ・届け出た事項に変更が生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を市長に届け出る義務があります。
- ・障害児通所支援事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、必要な事項を市長に届け出る義務があります。

(2) 障害児通所支援事業の基準（法第21条の5の19）

① 基準の制定主体

障害児通所支援事業の基準は、本市が条例で定めています。

② 基準の遵守

基準に係る障害児通所支援事業を行う者は、当該基準を遵守する義務があります。

3 障害児通所支援に係る費用の給付について

(1) 障害児通所給付費

- ・障害児の保護者は、障害児通所支援の利用に係る費用の給付を受けることができます。この給付を「障害児通所給付費」といいます。
- ・市長の支給決定を受けた障害児の保護者が「都道府県知事等が指定する障害児通所支援事業者、障害者支援施設等」を利用した場合、障害児通所給付費を支給します。

(2) 指定障害児通所支援事業者

- ・本市は中核市のため、本市内にある障害児通所支援事業者に係る指定は、市長が行います。

- ・障害児通所支援の事業を開始しただけでは、その障害児通所支援の利用者は、サービス利用に係る費用の給付を受けられません。
 - ・サービス利用を利用者の自己負担で利用することは、利用者の負担が非常に大きくなります。そのため、事業所の指定を受けずに障害児通所支援事業を運営することは現実的ではありません。
 - ・利用者がサービス利用に係る費用の給付を受けるためには、事業者は事業の開始等とともに、市長が行う事業所の「指定」を受ける必要があります。
 - ・事業者指定を受けるためには、申請者の要件のほか、サービスの種類ごとに条例・省令・告示等で定める人員、設備、運営に関する基準等（これらの基準を総称して「指定基準」といいます。）を満たしていかなければなりません。また、指定を受けた後も、指定基準を遵守する必要があります。
 - ・事業者は「公的サービス」を提供するものであり、公明正大な運営が求められます。当然のこととして指定基準をはじめ、各種の法令やルールを遵守しなければなりません。「知らないかった」では済まされないこともありますので、事業をスタートさせる前に十分に各種法令の確認を行い、理解する必要があります。
 - ・障害児通所支援事業を行うために指定申請を行う場合、様々な関係法令があり、指定申請前に確認しておくべきことがあります。各所管庁に事前に相談のうえ必要な手続や改善を行ってください。
- ※第4（2）「障害児通所支援事業を始める際の事前確認、調整を要する事項」の記載内容を必ずご確認ください。

第2 障害児通所支援事業者の指定

1 指定に係る申請について

(1) 指定の申請（法21条の5の15）

- ・指定は、障害児通所支援事業を行う者の申請により、障害児通所支援の種類及び障害児通所支援事業を行う事業所ごとに行います。

※ 既に指定障害児通所支援を実施している事業者であっても、新たに他の障害児通所支援の指定を受ける場合は、申請が必要です。

- ・市長は、次の各号のいずれかに該当する場合、指定をすることができません。（医療型児童発達支援に係る指定にあっては第7号を除く。）

| 法第21条の5の 15 第3項の号 | 内 容（概 要） |
|----------------------|---|
| 第1号 | 申請者が本市の条例で定める者（法人）でないとき。 |
| 第2号 | 当該申請に係る障害児通所支援事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、本市の条例で定める姫路市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を満たしていないとき。 |
| 第3号 | 申請者が、本市の条例で定める指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な障害児通所支援事業の運営をすることができないと認められるとき。 |
| 第4号 | 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき |
| 第5号 | 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 |
| 第5号の2 | 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 |
| 第6号 | 申請者が、法第21条の5の24第1項又は第33条の18第6項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又はそのサービス事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。 |
| 第7号 | 申請者、申請者の親会社等と密接な関係を有する法人が、法第21条の5の24第1項又は第33条の18第6項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。 |
| 第9号 | 申請者が、法第21条の5の24第1項又は第33条の18第6項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。 |
| 第10号 | 申請者が、法第21条の5の21第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき、指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として都道府県知事等が申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。 |

| | |
|------|---|
| 第11号 | 第9号に規定する期間内に事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員又は事業所の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。 |
| 第12号 | 申請者が、指定の申請前5年以内に障害児通所支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。 |
| 第13号 | 申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第6号まで又は第9号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。 |
| 第14号 | 申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第6号まで又は第9号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。 |

- ・指定の申請をする法人は、定款に障害児通所支援事業を行うための適切な目的の記載が必要です。
※ 「法に基づく障害児通所支援事業」と記載してください。
注 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等、定款の変更に所轄庁の認可が必要な法人については、予め所轄庁にも確認を行ってください。

(2) 特定障害児通所支援に係る指定の変更申請（法第21条の5の20条）

- ・特定障害児通所支援（児童発達支援及び放課後等デイサービス）に係る指定を受けた者は、サービスの量を増加しようとするときは、予め指定の変更を申請することになります。

(3) 指定の更新（法第21条の5の16）

- ・指定障害児通所支援事業者の指定は、六年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、指定の効力を失います。
- ・指定の更新申請については、上記の指定申請と同じ規定が適用されます。

2 指定障害児通所支援事業者の責務について（法第21条の5の18）

指定障害児通所支援事業者は、下記の責務を有します。

- ・障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するとともに、行政機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害児通所支援を当該障害児の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害児及びその保護者の立場に立って効果的に行うように努めること。
- ・その提供する障害児通所支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害児通所支援の質の向上に努めること。
- ・障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害児及びその保護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

3 指定障害児通所支援事業の基準について（法第21条の5の19）

（1）基準の制定主体

- ・指定障害児通所支援事業の基準は、姫路市が条例で定めています。

（2）指定の申請

- ・指定障害児通所支援事業の基準は、姫路市が条例で定めています。
- ・その他、指定障害福サービス事業者が満たすべき下記の基準等について、予め確認してください。

| 基準等の種類 | 基準等の名称 | 略称 |
|--|--|------------|
| 平成31年4月1日 条例第67号 | 姫路市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 | 指定基準条例 |
| 平成24年3月14日 厚生労働省告示第122号 | 児童福祉法に基づく指定通所支援等及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準 | 報酬告示 |
| 平成24年3月30日 障発第0330第16号厚労省 障害保健福祉部長通知 | 児童福祉法に基づく指定通所支援等及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について | 報酬告示留意事項通知 |

上記の指定基準条例及び最低基準条例は、下記の基準等を準拠して制定されています。解釈の参考としてください。

| | | |
|--|---|----------|
| 平成24年2月3日 厚生労働省告示第15号 | 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 指定基準省令 |
| 平成24年3月30日 障発第0330第12号厚労省 障害保健福祉部長通知 | 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について | 指定基準解釈通知 |

（3）基準の遵守

- ・指定障害児通所支援事業者は、サービス事業所ごとに、基準に従い、障害児通所支援に従事する従業者を有しなければなりません。
- ・指定障害児通所支援事業者は、事業の設備及び運営に関する基準に従い、障害児通所支援を提供しなければなりません。

4 指定障害児通所支援事業者における変更の届出等について（法第21条の5の20）

- ・指定障害児通所支援事業者は、サービス事業所の名称、所在地、管理者、運営規程等に変更があったときは、10日以内に、その旨を市長に届け出る義務があります。
- ・指定障害児通所支援事業者は、指定障害児通所支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一ヶ月前までに、その旨を市長に届け出る義務があります。
- ・指定障害児通所支援事業者は、休止した指定障害児通所支援を再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届け出る義務があります。

※ 事業の廃止又は休止の届出をしたときは、届出日の前一月以内にサービスを受けていた者であって、廃止等の日以後においても引き続きサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービスが継続的に提供されるよう、他の事業者等との連絡調整等の便宜の提供を行う義務があります。

第3 障害児通所支援事業者に対する指導、監査等について

1 指定障害児通所支援事業者に対する指導（法第21条の5の22）

（1）指導の方針

指定障害児通所支援事業者に対し、指定基準、報酬の算定基準等に規定する取扱い、障害児通所給付費等の請求に関する事項について周知徹底することを方針とした指導を行います。

（2）指導の実施方法

・集団指導 一定の場所に集めてもしくはウェブサイト等を利用した講習等の方法により、毎年度、定期的に実施します。

・実地指導 指定障害児通所支援事業の事業所の実地において行います。

原則として、3年に1回を目安として実施します。

※ 上記のほか、チェックリスト等による自己点検や、点検結果の書面提出等による指導を必要に応じて行います。

2 指定障害児通所支援事業者に対する監査（法第21条の5の22～第21条の5の24）

（1）実地検査等

・市長は、必要があると認めるときは、指定障害児通所支援事業者に対し、以下の対応を行うことができます。

ア 報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ずること。

イ 指定障害児通所支援事業者、その従業者等に対し出頭を求めるここと。

ウ 本市職員に係者に対して質問させ、障害児通所支援事業所、事務所その他事業に係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させること。

（2）勧告

・市長は、障害児通所支援事業者に指定基準違反の事実が確認された場合、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができます。

・勧告を受けた指定事業者は、期限内に文書により報告を行うこととします。

・市長は、指定事業者が期限内に勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができます。

（3）命令

・市長は、勧告を受けた指定事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができます。

・命令を受けた指定事業者は、期限内に文書により報告を行うこととします。

・市長は、命令をしたときは、その旨を公示しなければなりません。

（4）指定の取消し等

・市長は、次のいずれかに該当する場合においては、指定事業者に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができます。

| | |
|-------------------------------|---|
| 法第 21 条の 5 の 24 第 1 項の号 | 内 容 |
| 第 1 号 | 指定障害児通所支援事業者が、第 21 条の 5 の 15 第 3 項第 4 号から第 5 号の 2 まで、第 13 号又は第 14 号のいずれか（指定欠格要件）に該当するに至ったとき。 |
| 第 2 号 | 指定障害児通所支援事業者が、障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行する義務に違反したと認められるとき。 |
| 第 3 号 | 指定障害児通所支援事業者が、サービス事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、本市の条例で定める基準を満たすことができなくなったとき。 |
| 第 4 号 | 指定障害児通所支援事業者が、本市の条例で定める事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な事業の運営をすることができなくなったとき。 |
| 第 5 号 | 障害児通所給付費の請求に関し不正があったとき。 |
| 第 6 号 | 指定障害児通所支援事業者が、監査による報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 |
| 第 7 号 | 指定障害児通所支援事業者、その従業者が、監査により出頭を求められてこれに応ぜず、質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 |
| 第 8 号 | 指定障害児通所支援事業者が、不正の手段により指定を受けたとき。 |
| 第 9 号 | 指定障害児通所支援事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律等又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 |
| 第 10 号 | 指定障害児通所支援事業者が、障害児通所支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。 |
| 第 11 号 | 指定障害児通所支援事業者の役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前 5 年以内に障害児通所支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。 |

4 その他の事項

(1) 公示（法第 21 条の 5 の 25）

- ・市長は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければなりません。
 - ア 指定障害児通所支援事業者の指定をしたとき。
 - イ 指定障害児通所支援事業の廃止の届出があったとき。
 - ウ 指定障害児通所支援事業者の指定を取り消したとき。

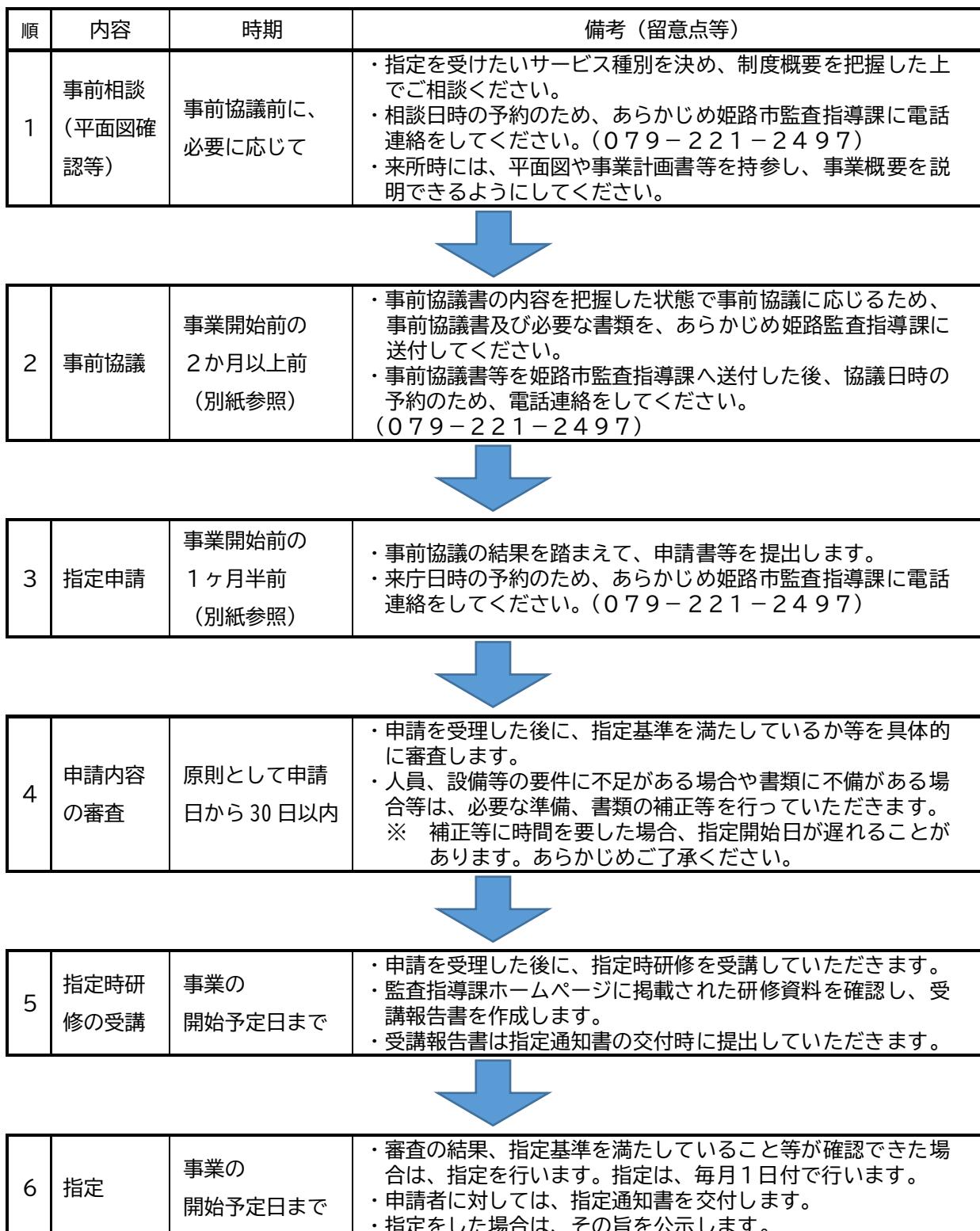
(2) 業務管理体制の整備（法第 21 条の 5 の 26～第 21 条の 5 の 28）

- ・指定障害児通所支援事業者は、厚生労働省令に定める基準に従い業務管理体制を整備しなければならず、厚生労働大臣又は兵庫県知事、姫路市長（以下「厚生労働大臣等」という。）に対し、整備に関する事項を届け出なければなりません。また、厚生労働大臣等は、当該整備に関して計画的な検査を行います。

第4 指定に関する手続等について

1 指定申請

(1) 指定申請のスケジュール等



※ 事前協議、指定申請の具体的な期日については、下記の本市ホームページに「指定申請のスケジュール」を掲載していますので、ご確認ください。

URL: <https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000008281.html>



(2) 障害児通所支援事業を始める際に、事前確認や調整を要する事項

- ・障害児通所支援事業を始めるに当たって、指定を受けたいサービス種別に関する制度概要を把握する必要があるほか、指定申請までに下記の事項について事前に調整することが必要です。

①利用者のニーズ等の確認

- ・障害児通所支援事業が「ニーズがあるか」「必要数に達していないか」等の状況確認や「事業開始予定の所在市町村が求める事業内容・支援方針（運営方法・対象者）であるか」について、障害福祉課（支給決定等の担当課）へ事前確認し、必要に応じて詳細な説明を行ってください。

②都市計画法に抵触しないかの確認

- ・市街化調整区域等の用途地域では、原則障害福祉サービス事業等を行うことができません。ただし、事前に開発許可を受けた場合事業等を行うことができる場合があります。まちづくり指導課（都市計画法担当課）に事前にご確認ください。
- ・開設予定地の用途地域は「姫路市webマップ」で確認することができます。

※ 姫路市webマップ URL: <https://www.sonicweb-asp.jp/himeji/>

③建築基準法に抵触しないかの確認

- ・事業所として使用する物件については、建築基準法上の要件（採光、換気等）を満たす必要があります。また、延べ床面積が200平方メートルを超える場合は「用途変更」が必要な場合がありますので、建築指導課（建築基準法担当課）に事前にご確認ください。

④消防法に抵触しないかの確認

- ・物件によっては、自動火災報知設備や誘導灯などの設置工事が必要となる場合があります。
- ・申請書の提出締切日までに所轄消防署の立ち入り調査を終えてください。本申請において、所轄消防署が作成した「検査済証（写し）」の提出が必要です。

⑤洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域及び高潮浸水想定区域の確認

- ・事業所が区域内である場合は、「避難確保計画の作成」と「避難訓練の実施」が義務付けられているため、危機管理室（防災計画担当課）に事前に確認してください。

（参考）国土交通省ハザードマップポータルサイト（外部サイト）

⑥近隣住民等への説明

- ・事業所や施設の設置に際して、工事を伴う場合などは、近隣に対して事前に説明を行ってください。また、自動車での利用者の送迎を予定されている場合なども、事前に説明いただいた方がトラブルの未然防止につながります。

⑦事業所の名称

- ・事業所名を検討する際には、近隣に似たような事業所名がないかどうかご確認ください。

（参考）障害福祉サービス事業所情報（ワムネット）（外部サイト）

⑧駐車場の確保

- ・送迎サービスを提供する場合は、事業所の近隣に駐車場を確保してください。路上駐車は近隣住民や他車の通行への迷惑となります。

※路上駐車は、「道路交通法」等の法令に抵触する恐れがあります。

⑨初期費用・運営資金について

- ・障害児通所給付費がご指定の口座に振込まれる時期は、サービス提供開始月の約2ヶ月後となることから、法人及び事業所立ち上げにかかる資金のほか、運転資金（少なくとも2、3ヶ月分の従業員の人工費、賃借費等）について十分な資金余力を確保しておいてください。

(3) 指定申請に必要な書類等

- ・本市ホームページに掲載している「必要な書類一覧」を確認し、書類を提出してください。
- ・指定申請書は、障害児通所支援の種類及び障害児通所支援事業者ごとに作成が必要です。
- ・ただし、複数の障害児通所支援事業を行う「多機能型事業所」に係る指定申請を行う場合は、一括した申請をすることが可能です。
- ・既存の事業所に新たに事業を追加する場合、当該新たに実施する事業に係る申請が必要です。

2 特定障害児通所支援に係る指定の変更申請

- ・児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る指定を受けた者は、サービスの量（定員）を増加しようとするときは、指定申請と同じスケジュール等による手続きを行っていただくこととなります。
- ・本市ホームページに掲載している「必要な書類一覧」を確認し、書類を提出してください。

3 変更の届出

- ・指定に係る届出事項に変更がある場合は、10日以内にその旨を市長に届け出る義務があります。
- ・障害児通所給付費の加算等に係る変更の届出は、以下のとおり取扱います。
　本市ホームページに掲載している「必要な書類一覧」を確認し、書類を提出してください。

| 届出事由 | 対応内容 |
|-------------------|---|
| 加算等の算定に係る届出 | <ul style="list-style-type: none">・毎月15日までに受理した届出については翌月から、16日以降に受理した届出については翌々月から、算定を開始するものとします。※1 15日が閉庁日の場合は、直近の前開庁日が締切になります。※2 郵送の場合「15日到着分」までを翌月からの算定を開始するものとします。 |
| 加算等が算定されなくなる場合の届出 | <ul style="list-style-type: none">・加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届け出してください。・加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとします。 |

※ただし、報酬改定等に伴う加算等の算定に係る届出等、上記によらない場合があります。

例外的取扱いがある場合、その都度本市ホームページ等で掲載しますので、ご確認ください。

4 休止の届出

- ・必要な人員の要件を満たさなくなった場合等に一時的に事業を休止する場合であって、事業を継続する場合は、休止の日の一月前までに、その旨を市長に届け出る義務があります。
 - ・本市ホームページに掲載している「休止届出書」を提出してください。
- ※ 届出の日前一月以内にサービスを受けていた者であって、廃止の日以後においても引き続きサービスの提供を希望する者がいる場合は、その者に対する措置の内容を必ず記載してください。

5 再開の届出

- ・休止した事業を再開する場合は、10日以内に、その旨を市長に届け出る義務があります。
 - ・本市ホームページに掲載している「再開届出書」を提出してください。
- ※ 休止前の状況から変更がある場合は、変更の届出に必要な書類を合わせて提出してください。

6 廃止の届出

- ・指定障害児通所支援に係る事業を廃止する場合は、廃止の日の一月前までに、その旨を市長に届け出る義務があります。
- ・本市ホームページに掲載している「廃止届出書」を提出してください。
※ 届出の日前一月以内にサービスを受けていた者であって、廃止の日以後においても引き続きサービスの提供を希望する者がいる場合は、その者に対する措置の内容を必ず記載してください。

7 本市ホームページによる情報発信・問い合わせについて

(1) 本市ホームページの情報について

- ・本市ホームページにおいて、事業者向けのお知らせや届出関係について掲載しています。
下記の本市ホームページ「お知らせ」「届出関係」をご確認いただき、必要な情報をご確認ください。

| | |
|--|--|
| 障害児通所支援事業（障害児相談支援を含む）、障害児通所支援事業に関するお知らせ ※ 障害児通所支援事業者等に関する情報を掲載しています URL: https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/000003111.html |  |
| 障害児通所支援事業（障害児相談支援を含む）、障害児通所支援事業の届出関係 ※ 新規指定、指定更新、変更・休止・廃止等を行う場合の届出について掲載しています URL: https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/000002509.html |  |

(2) お問い合わせについて

- ・指定基準及び算定基準等に関する本市へのお問い合わせや相談が急増していることから、本市と各事業所において解釈の誤解が生じないよう、人員・設備・運営・報酬基準等の解釈に関する本市への音愛合わせは、電子メール（電子メールが使用できない場合はFAX）で行っていただきますようお願いいたします。
- ・詳しくは、本市ホームページ（下記に記載）をご参照ください。

【お問い合わせ先】

姫路市役所 健康福祉局 保健福祉部 監査指導課 障害指定担当

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

メールアドレス：syougai-kansashido@city.himeji.hyogo.jp

ホームページ : <https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000020301.html>

電話番号 : 079-221-2497

FAX : 079-221-2487

